

高舟台小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月策定（令和6年3月25日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策基本法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）横浜市基本方針（いじめ防止等に向けての基本理念）

横浜市の基本理念（横浜市基本方針P1～2）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（3）いじめ防止に向けた本校の基本理念

だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指すために、以下の点を確認する。

①未然防止【いじめの起こらない風土づくり】

規範意識の育成、学習保証、自己有用感の育成、適切な人間関係の確立

②早期発見・早期対応【いじめの兆候を見逃さない、見過ごさない】

アンケートや教育相談等の充実、教職員の資質向上、的確な対応のための体制の確立

③適切な処置・措置【いじめを根絶する】

「いじめ防止対策委員会」の月1回の開催、児童・保護者への支援、関係機関との連携

④取組の検証【いじめ対応の振り返り】

いじめ防止に関わる年間計画の作成・実施・検証・修正・校内研修の企画・運営

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- (1) 構成員：校長・副校長・教務主任・児童支援専任・学年主任・担任・専科・養護教諭
必要に応じて、心理や福祉などの専門家の参加を求める。
- (2) 運営：常設の委員会とし、月一回以上、定期的に開催する。
いじめの疑いがあった場合、速やかに開催する。
委員会では、学校としての組織的な対応方針を決定する。
- (3) 内容：未然防止・早期発見・事案対処・取組の検証

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

① Y-P アセスメントシート、よこはまプログラムの活用

- ・ 集団作り、友人関係、社会性の育成を図るために、6月と11月にアセスメントを行う。その結果を分析して、気になる児童と話をしたり、伸ばしたいスキルをよこはまプログラムから選択して行ったりする。また、アセスメントの結果を受け、学年会などで検討し、学級や児童の実態を多方面から把握することができるようにする。

② 絆づくり、集団作り

- ・ 全校児童が仲良く過ごせるように、「なかよしタイム」など異学年での交流活動を大切にする。
- ・ 児童計画委員会が中心となり、あいさつ運動を継続して行っており、毎年、代表委員会にかけて取り組みを見直し、継続、推進する。

③ わかる授業の研究、人権感覚を高める

- ・ 校内重点研究会、金沢区、横浜市などのさまざまな研究会や研修会を通して、教職員の資質向上につとめる。研修や研究の成果を共有し、わかる授業づくりを継続する。
- ・ 教師は児童にとっての人的環境の一環であることをしっかり認識することが大切である。不適切な認識や言動、差別的な態度や言動などが児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう十分に注意する。

(2) いじめの早期発見

① 児童生徒の些細な変化への気づき

- ・ 朝や帰りの会、授業中などで児童一人ひとりの顔を見て、いつもとは違う様子に気づくことができるようにする。
- ・ 登下校や休み時間の様子を見て、友達との関係がうまくいっているか、一人で淋しそうにしていないかなどを観察する。
- ・ グループ作り、席替えの時など、周りの児童の様子や言動を観察する。
- ・ 気になる変化や行為についての情報を共有し、複数の目で見守る。

②児童と話をする体制の整備

- ・相談しやすい関係づくり、環境の整備を心掛けていく。
- ・全校児童向けにアンケートを実施し、いじめ等の早期発見に努める。
- ・定期的に教育相談を行うなど、児童が困っていることを話しやすい環境をつくる。
- ・学校カウンセラーの効果的な活用を図る。

(3) 初期対応

①「学校いじめ防止対策委員会」

- ・いじめの疑いがあった段階で、「学校いじめ防止対策委員会(臨時)」をただちに編成し、事実把握と指導の方針などを検討する。
- ・役割分担(情報集約、記録、保護者対応)を明確にする。
- ・二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。

②対応の流れ

- ・被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
↓
- ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
↓
- ・被害児童の保護者への説明、および意向の確認
↓
- ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼

(4) いじめの解消

・いじめの解消の要件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員への研修

- ・児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を行う。
- ・法の確実な運用を行うための研修を行う。

(6) 「学校運営協議会」「中学校区 学校・家庭・地域連携事業」の活用

- ・いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画(今年度は感染症予防のため、変更となることもあります。)

| 月 | 取組内容 | 関 連 |
|----|---|-------------------------|
| 4月 | 年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ 児童理解研修、子ども手帳の確認 スマホ・ケータイについての注意喚起 | 入学式 学年集会等 地域訪問 学校説明会 |

| | | |
|--------|--|-----------------|
| 5月 | いじめ早期発見のための生活アンケート・教育相談 | |
| 6月 | YPアセスメント実施①・教育相談・支援検討会 児童理解研修 コンサルテーション | 学家地連 学校運営協議会 |
| 7月 | 横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い） | 個人面談 |
| 8月 | 人権校内研修 横浜こども会議（区） | |
| 9月～10月 | 教育相談 横浜こども会議の参加と横浜こども会議の報告 | |
| 10月 | | |
| 11月 | YPアセスメント実施②・教育相談 なかよしフェスティバル | 学家地連 |
| 12月 | 人権週間 校内人権研修 横浜プログラム（SOSの出し方） いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・教育相談） | 個人面談 |
| 1月 | 幼・保・中との情報交換 いじめ防止研修 | 小中連携事業 |
| 2月 | 学校生活アンケート実施②・教育相談 スマホ・ケータイ安全教室 幼・保・中との情報交換 | 学校運営協議会 学家地連 |
| 3月 | 年間の振り返り、新年度への引継ぎ | 学校評価報告 |
| 年間 | いじめ防止対策委員会 たて割り活動 教育相談（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー） | |

4 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1条）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

（2）発生の報告

学校は、重大事案が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

（3）重大事態の調査

学校は、事実関係を明確にするために、調査を行う。重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめの背景事情、教職員の対応、などの事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする。

（4）調査報告の提供および報告

いじめを受けた児童及びその保護者に、適切な情報提供をするとともに、調査結果の報告を行うこととする。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・「学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。